

PPP / PFI の概要



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PPP/PFI推進室)

PPP/PFIについて ①

PPP : Public Private Partnership (官民連携事業)
PFI : Private Finance Initiative (民間資金等活用事業)

PPP/PFI推進の背景

我が国の現状

- 公共施設等の老朽化
- 厳しい財政状況
- 人口減少

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要であるが…

これらを実現する手段の一つとして**PPP/PFI**の活用が有効

▶現在、666事業でPFIが活用されている。(参考資料1)

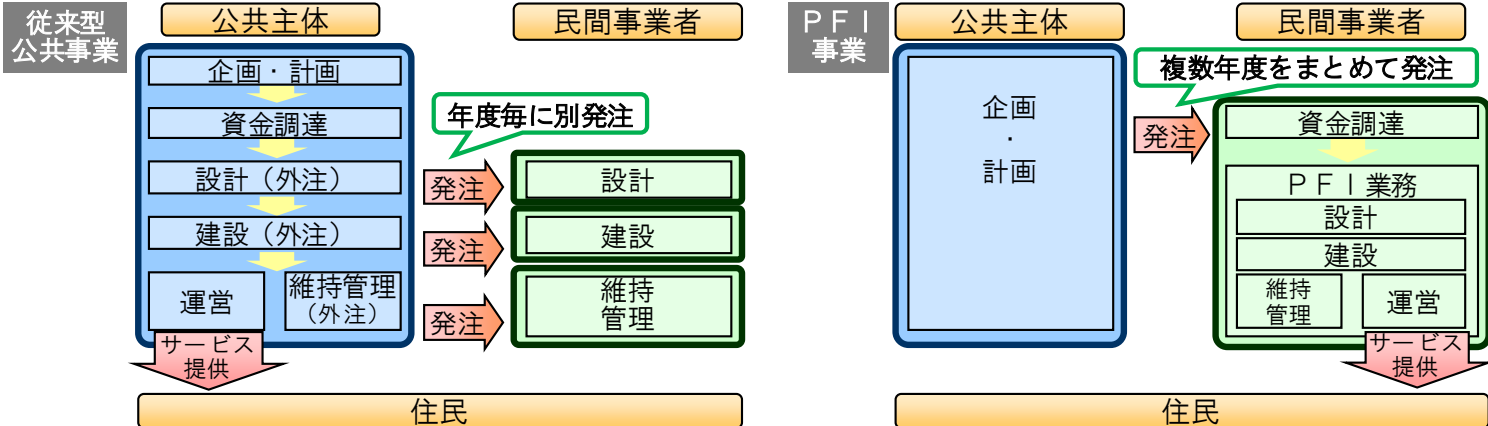
PFIとは?

(根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (PFI法))

①庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。(事例集1：サービス購入型)

▶公共施設等が利用者から収入を得られるものである場合、より公共の負担が少なくなる可能性がある。(事例集2：収益型)

■従来型公共事業とPFI事業の違い



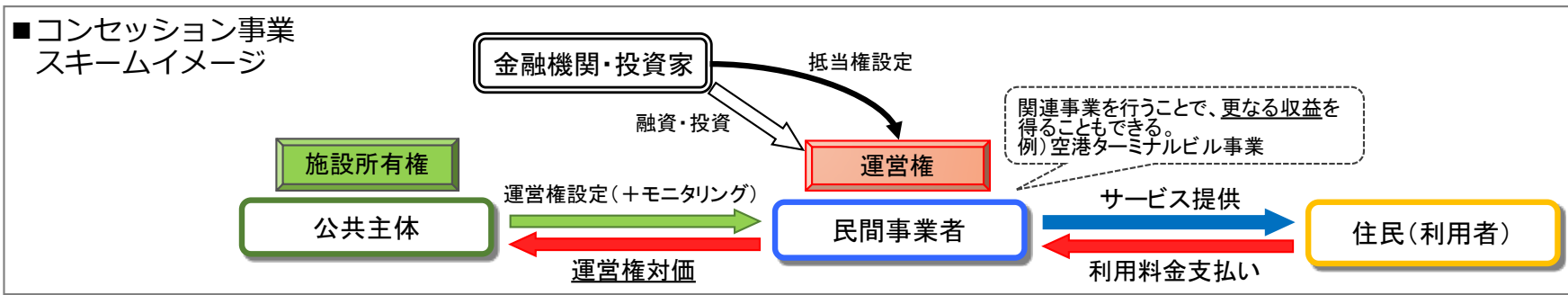
②民間事業者に、公共施設等の整備や運営だけでなく、オフィス・売店等の**収益施設を併設**させ営業させれば、より公共の負担が少なくなる可能性がある。(事例集3：収益施設併設型)

PPP/PFIについて ②

PFIとは？（コンセッションについて）

- 民間事業者に**公共施設等運営権**（公共が所有する公共施設等の運営を行い、当該施設の利用料金を自らの収入として収受する権利。コンセッションともいう。）を認めれば、**民間事業者が長期に安定して公共施設等の運営・維持管理を行うことが可能**となり、**より民間の創意工夫が発揮しやすくなる**。

（☞参考資料2、事例集4：コンセッション）



PPPとは？

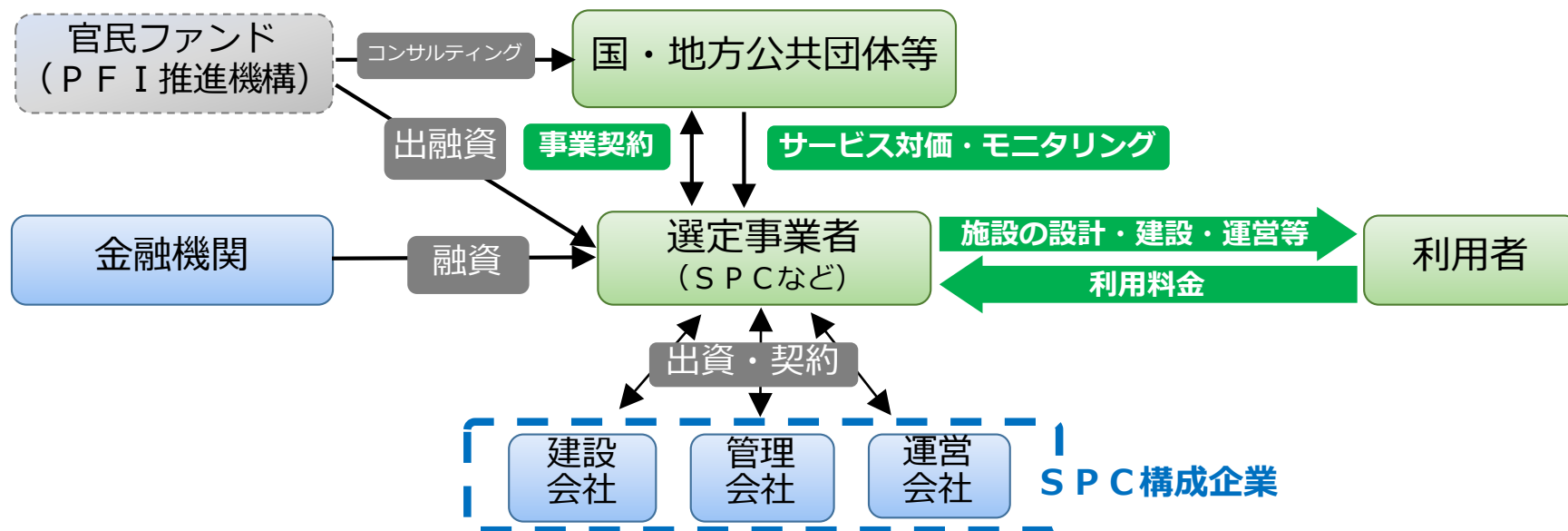
- 官民連携事業の総称**であり、PFI以外にも、**指定管理者等の制度**の導入、**包括的民間委託**、**民間事業者への公有地の貸し出し**などの手段がある。（☞参考資料3、事例集5）

PPP/PFIの主な留意点

- ①選定事業者に一定のルールや要求水準を守らせるため、**しっかりした実施方針**(PFI法第5条)、**要求水準書**、**事業契約**(同法第14条)を作り、事業開始後も**モニタリング**をすること。（☞参考資料4）
- ②**官民の役割分担を明確に**しておくこと。
〔 例〕 給食センターの場合
官 ⇒ 献立作成、食材調達
民 ⇒ 調理、運搬 等〕
- ③地元事業者等が出資した**特別目的会社（SPC）**や**財務の安定した民間事業者**に発注するなど、選定事業者の倒産リスクにも配慮すること。
- ④コンサルティングや出融資を行える**官民ファンドの活用**も検討すること。（☞参考資料5）

PPP/PFI について ③

■参考：PFI事業のスキーム例（収益型）



【内閣府からのお願い】

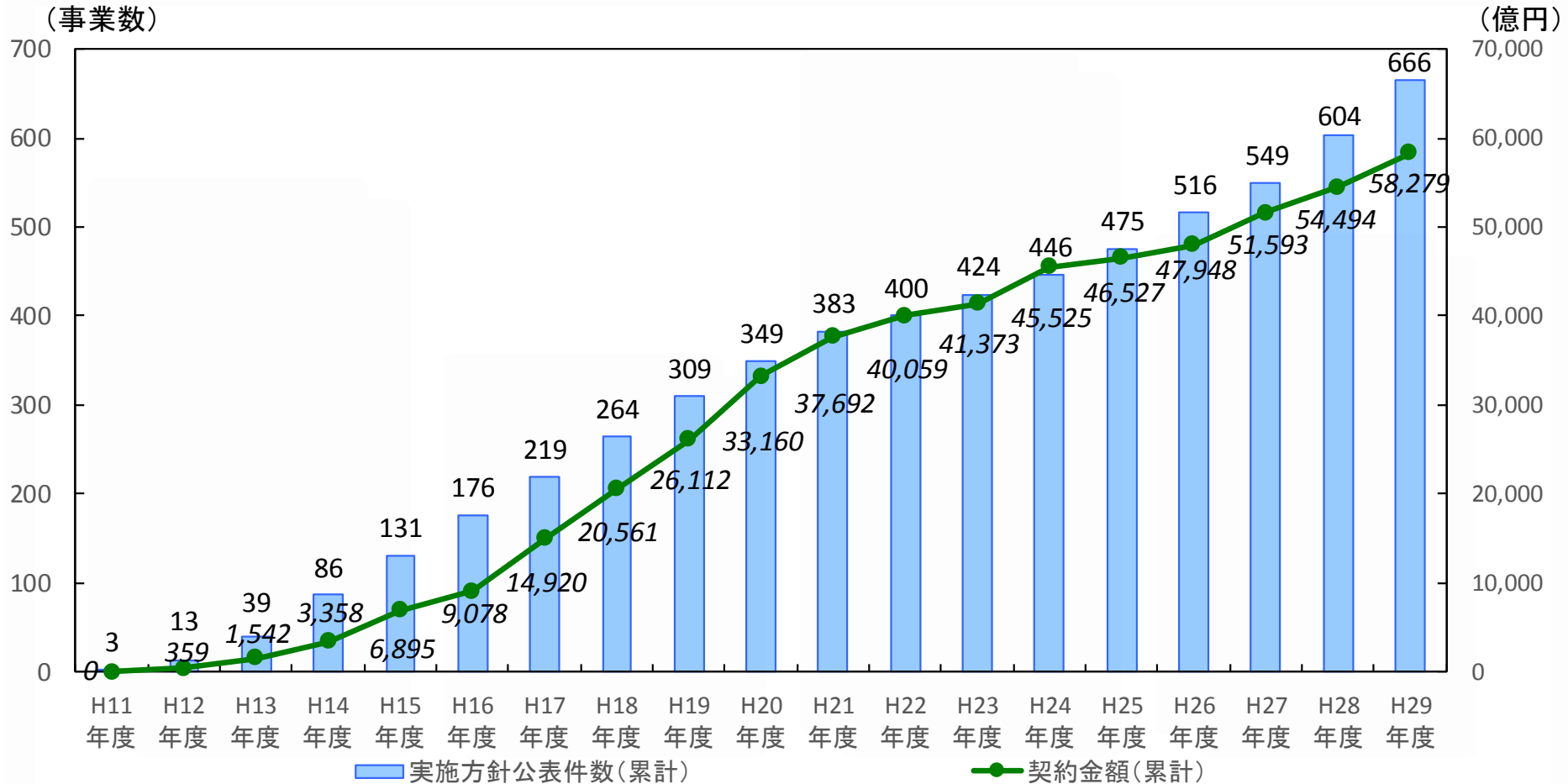
大規模な公共施設等の新設・改修、運営・維持管理コストの見直しを行おうとする場合には、**まずはPPP/PFIの活用を積極的に御検討**ください！

内閣府がサポートいたします。（御相談は03-6257-1655までお電話を！）（👉参考資料6）

財政負担の軽減、良好なサービス維持・提供、民間の事業機会の創出など、「三方よし」の制度です。

(参考資料1-1) PFI事業の実施状況

事業数及び契約金額の推移(累計) (平成30年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。

(注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。

(参考資料1-2) PFI事業の実施状況

分野別実施方針公表件数

(平成30年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(社会教育施設、文化施設 等)	3	179	38	220
生活と福祉(福祉施設 等)	0	23	0	23
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場 等)	0	105	2	107
産業(観光施設、農業振興施設 等)	0	12	0	12
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設 等)	18	129	1	148
安心(警察施設、消防施設、行刑施設 等)	8	18	0	26
庁舎と宿舍(事務庁舎、公務員宿舍 等)	43	15	4	62
その他(複合施設 等)	7	60	1	68
合計	79	541	46	666

(注)事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

(参考資料1-3) PFI事業の実施状況

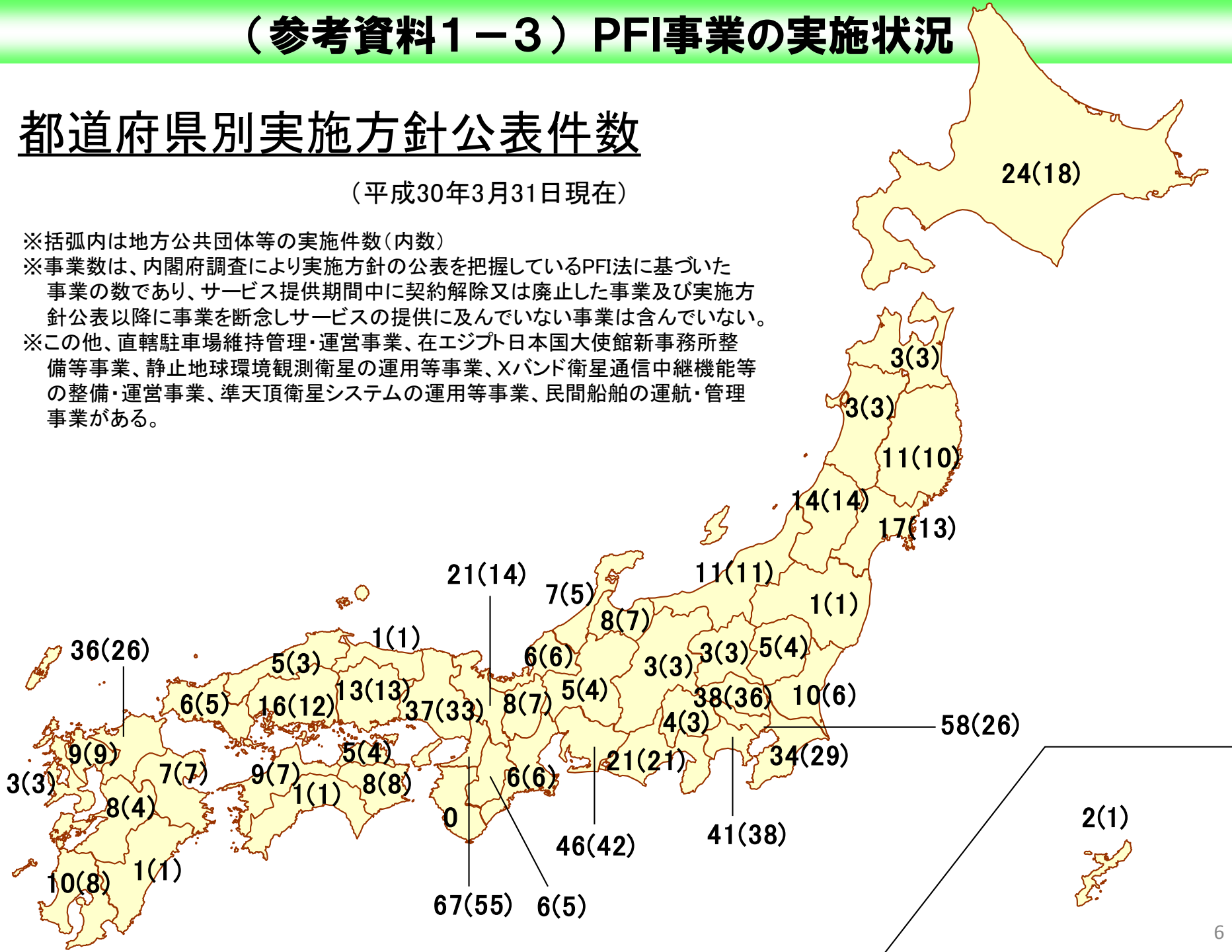
都道府県別実施方針公表件数

(平成30年3月31日現在)

※括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)

※事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

※この他、直轄駐車場維持管理・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、準天頂衛星システムの運用等事業、民間船舶の運航・管理事業がある。



(参考資料2) コンセプション事業等の主な進捗状況

平成30年9月1日時点

空港

但馬空港 平成27年1月から運営事業を実施中。

関西国際空港
大阪国際空港 平成28年4月から運営事業を実施中。

仙台空港 平成28年7月から運営事業を実施中。

神戸空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

高松空港 平成30年4月から運営事業を実施中。

鳥取空港 平成30年7月から運営事業を実施中。

福岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年8月に実施契約を締結。

静岡空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年3月に優先交渉権者を選定。

南紀白浜空港 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年5月に優先交渉権者を選定。

熊本空港 平成32年4月頃の事業開始に向け、平成30年3月に募集要項を公表。

北海道内7空港 平成32年からの事業開始に向け、平成30年4月に募集要項を公表。

広島空港 平成33年4月頃の事業開始に向け、平成29年10月にマーケットサウンディングを開始。

道路

愛知県道路公社 平成28年10月から運営事業を実施中。

水道

浜松市 平成29年度にマーケットサウンディングを開始。

宮城県 平成29年度にデュージェリジェンスを実施。

下水道

浜松市 平成30年4月から運営事業を実施中。

須崎市 平成30年2月に実施方針を公表。

文教施設

旧奈良監獄 平成31年10月の史料館運営開始に向け、平成29年12月に実施契約を締結。

有明アリーナ 平成30年度の事業者の募集・選定に向け、平成29年12月に実施方針を公表。

(仮称)大阪新美術館 平成29年11月にマーケットサウンディングを開始。

※文教施設を重点分野に設定する以前である平成27年7月から国立女性教育会館が運営事業を実施中。

公営住宅

※収益型事業・公的不動産利活用事業を含む。

神戸市(東多聞台) 平成28年12月に事業契約を締結。

池田市(石橋) 平成29年6月に事業契約を締結。

岡山市(北長瀬) 平成29年9月に事業契約を締結。

東京都(北青山) 平成30年2月に事業契約を締結。

愛知県(東浦) 平成30年3月に事業契約を締結。

大阪府(吹田佐竹台・吹田高野台) 平成30年3月に事業契約を締結。

埼玉県(大宮植竹) 平成29年5月に基本協定を締結。

京都市(八条) 平成30年1月に事業予定者を決定。

MICE施設

横浜市 平成32年4月の事業開始に向け、平成29年3月に実施契約を締結。

愛知県 平成31年9月の事業開始に向け、平成30年4月に実施契約を締結。

その他の施設

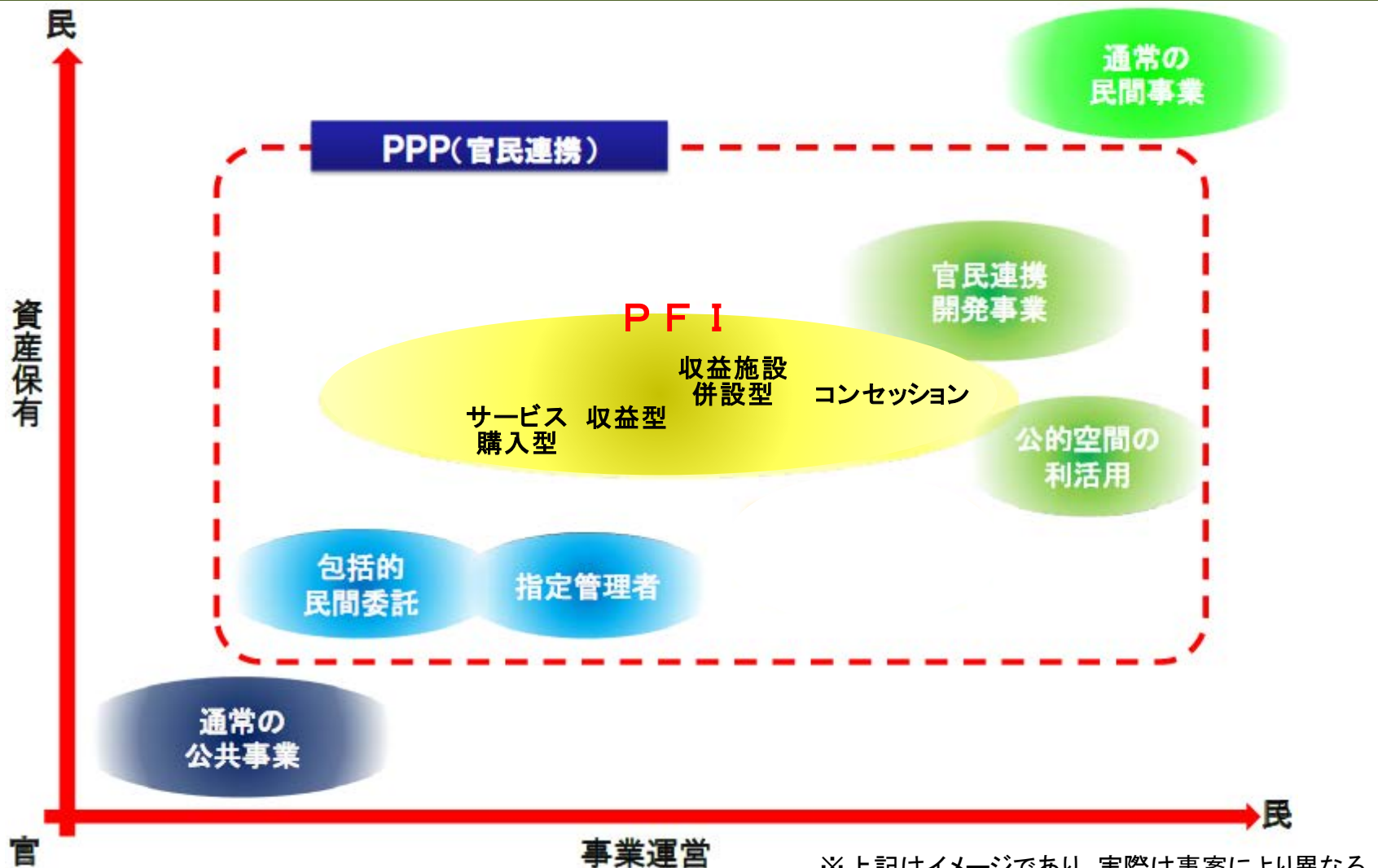
田川市
(芸術起業支援施設) 平成29年10月から運営事業を実施中。

田川市(駅舎) 平成31年5月の事業開始に向け、平成30年7月に実施契約を締結。

大津市(ガス) 平成31年4月の事業開始に向け、平成30年8月に募集要項を公表。

(参考資料3) PPP(Public Private Partnership:官民連携事業)とは

○ 行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを生かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。



※上記はイメージであり、実際は事案により異なる。

(参考資料4-1) PFI(コンセッション除く)事業開始までの主な手続

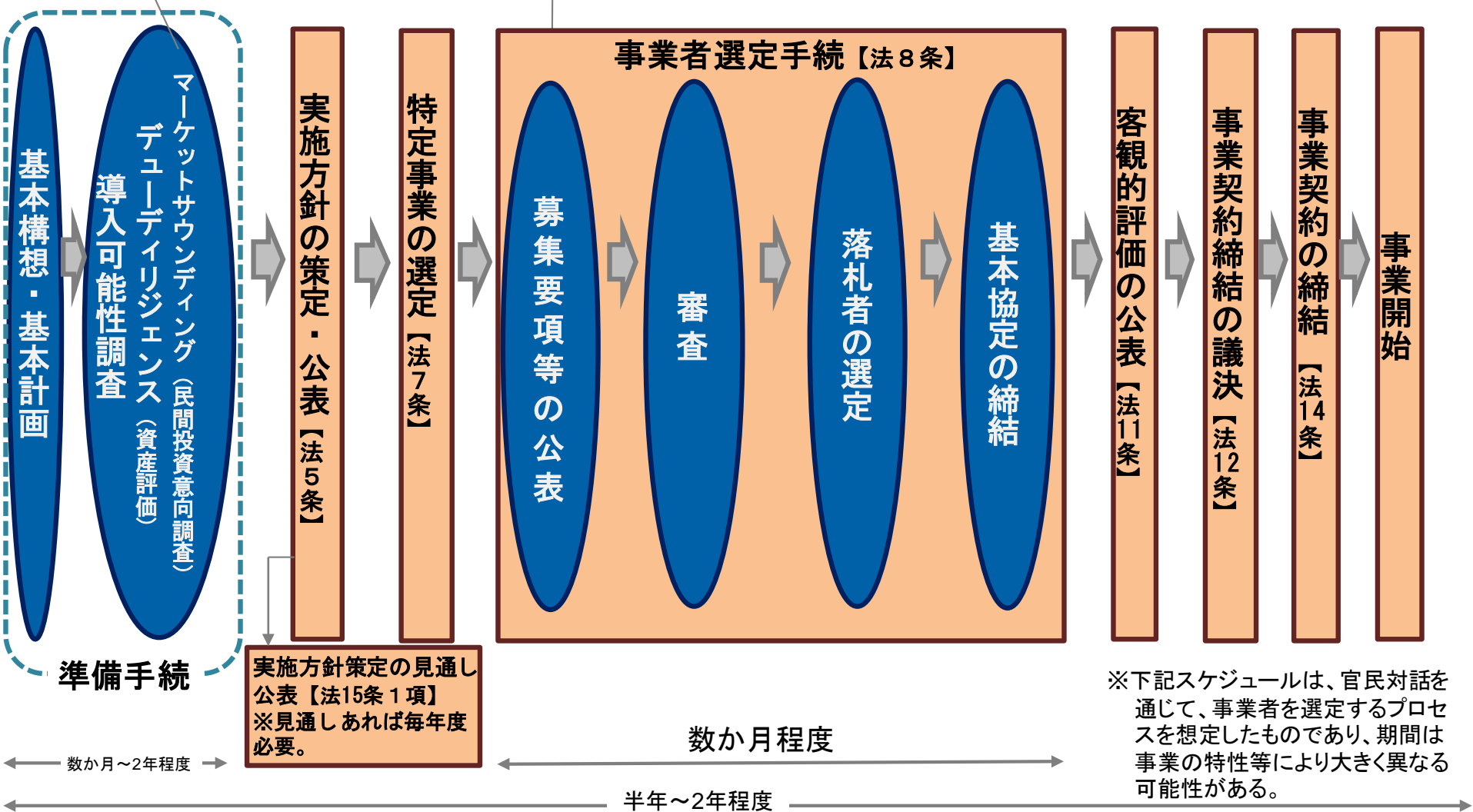
基本的な考え方を示した上で、PFIの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者からヒアリングを実施

総合評価一般競争入札の場合、債務負担行為の設定の議決を公告前までに行う。

□ : 法に基づくもの

● : 法に基づかないもの

※「法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を指す。



(参考資料4-2) コンセッション事業開始までの主な手続

基本的な考え方を示した上で、コンセッションの制度設計に反映させることを目的として、幅広く民間事業者からヒアリングを実施

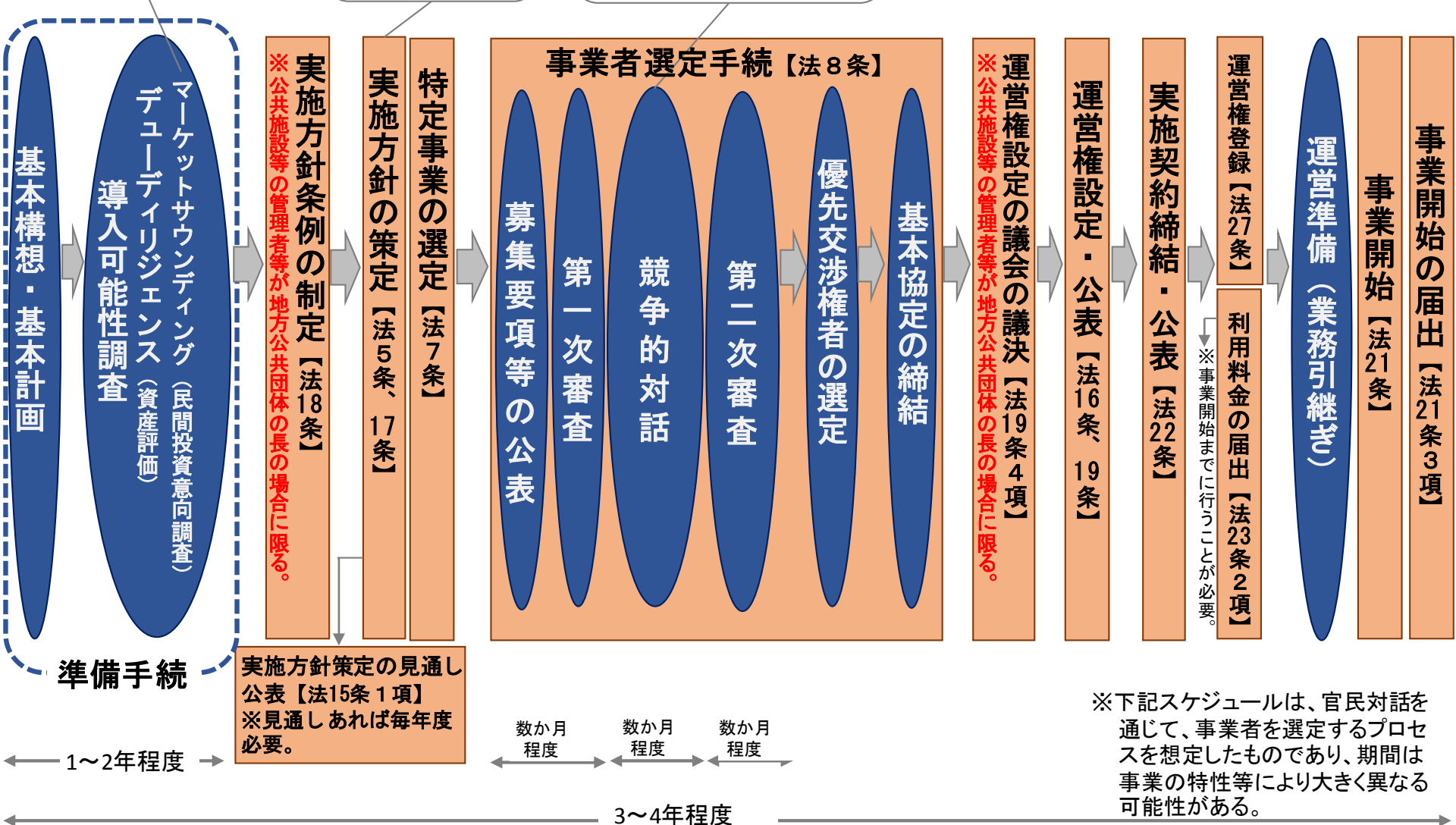
実施方針において、運營業務・料金設定の考え方を示す。

民間事業者の自由な発想・提案を取り入れるためにも、守秘義務契約を締結した上で、十分な官民対話を実施。

■ :法に基づくもの

● :法に基づかないもの

※「法」とは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を指す。



※下記スケジュールは、官民対話を通じて、事業者を選定するプロセスを想定したものであり、期間は事業の特性等により大きく異なる可能性がある。

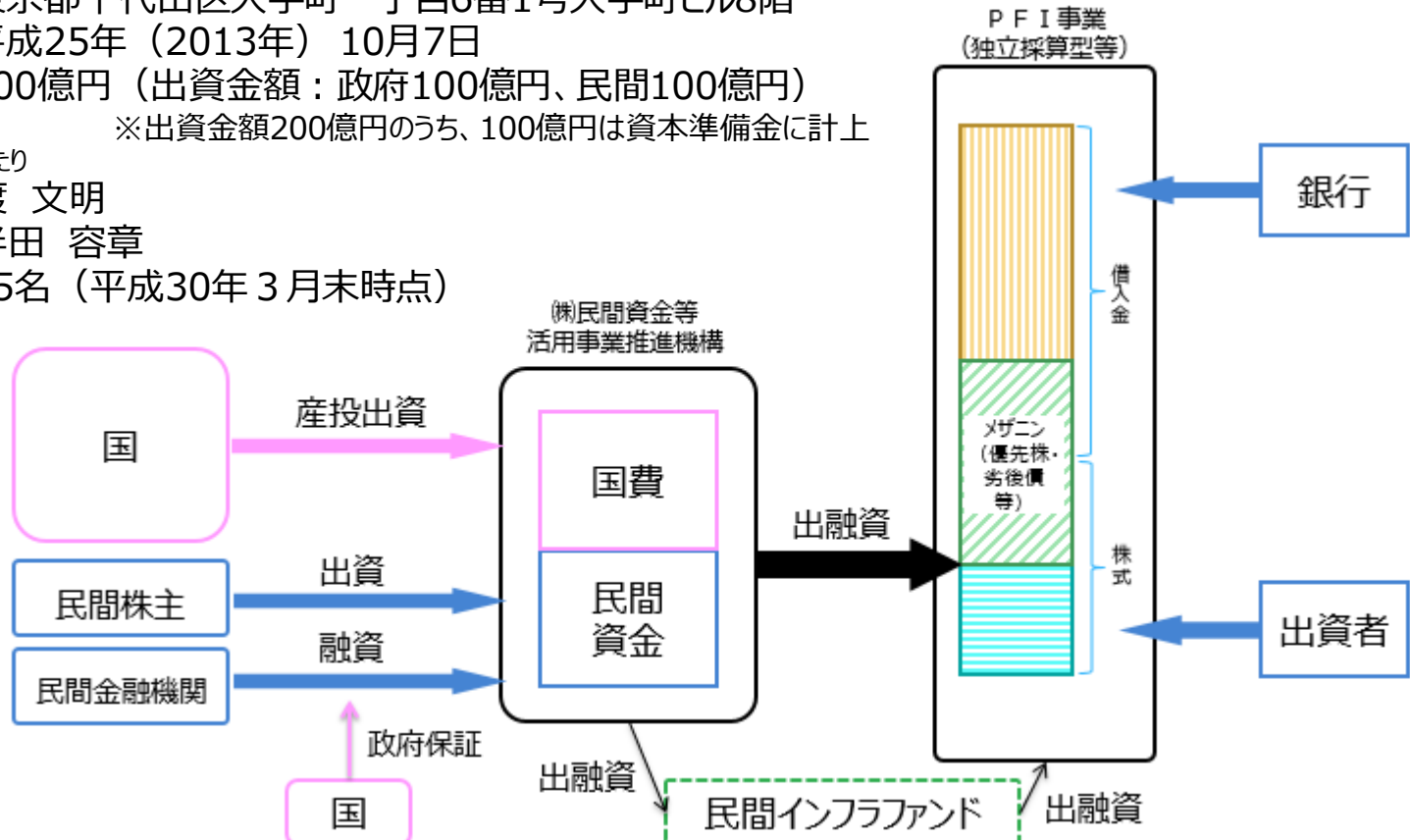
(参考資料5) 民間資金等活用事業推進機構について

P F I 推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、P F I 事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金で回収するものに限る。）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。

[平成25年 P F I 法改正により設立]



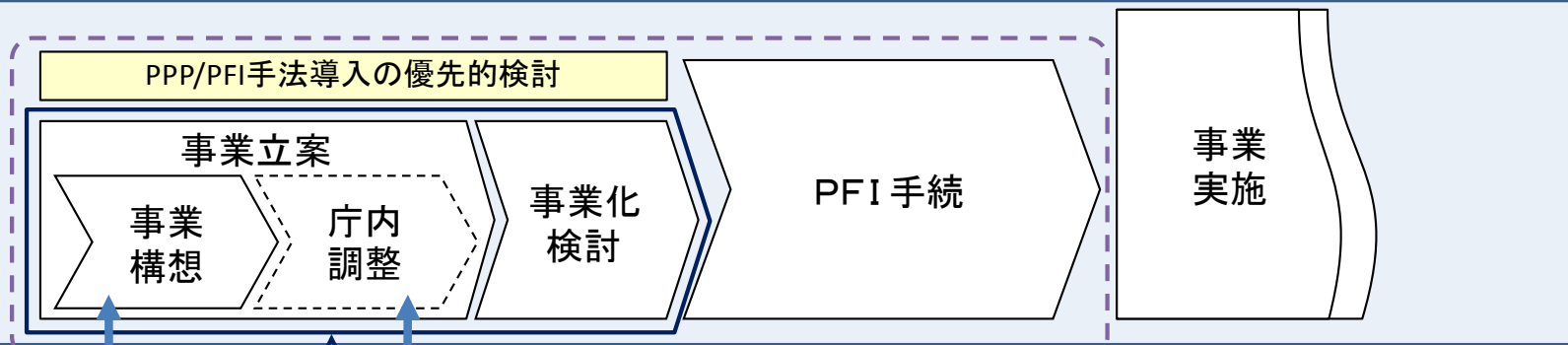
所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階
 設立 平成25年（2013年）10月7日
 資本金 100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）
 ※出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上
 代表取締役会長 渡 文明
 代表取締役社長 半田 容章
 役員職員数 25名（平成30年3月末時点）



(参考資料6) 平成31年度の支援募集予定

例年、①～⑤の募集を1月中旬から開始しております。ご応募ください。

事業の段階



②優先的検討運用支援

優先的検討規程に基づき、具体の事業をPFI方式で進めようとする地方公共団体等に、内閣府が委託したコンサルタントを派遣するなどして、規程の策定と規程の運用による事業の進捗を支援

④新規案件形成支援

地方公共団体等の構想段階の事業案件について、PPP/PFI手法を導入しての事業化を図るため、内閣府が委託したコンサルタントを派遣

③民間提案活用支援

PFI法に基づく民間提案の活用を予定している地方公共団体等に内閣府が委託したコンサルタントを派遣し、公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

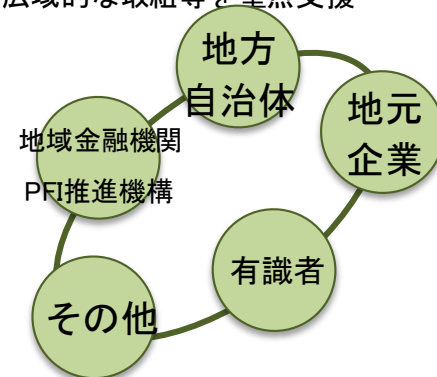
⑥PPP/PFI専門家派遣

⑦ワンストップ窓口

①地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換・共有を容易にする場（プラットフォーム）の形成や運営について、内閣府が委託したコンサルタントを派遣し、計画・設置段階から継続的な運営体制の構築までを支援

複数の地方公共団体等で構成される広域的な取組等を重点支援



※コンセッション事業等
高度な知見を必要とするもの

⑤高度専門家による課題検討支援

高度な専門的検討を必要とするコンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家を派遣し、情報提供、助言等の支援を実施